

**「（仮称）肥薩ウインドファーム計画段階環境配慮書」に関する  
熊本県環境影響評価審査会意見**

標記配慮書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

**[大気環境]**

**〈騒音及び低周波音〉**

- (1) 風車の設置予定基数が多く、住居等に近い計画であり、機械音や空力音の増大や相互干渉についての丁寧な検討が必要であることから、複数パターンの騒音及び低周波音の予測シミュレーションにより、設置基数や配置を検討すること。
- (2) 音の感じ方には個人差があり、地域性、住居環境などその地域の音環境によって変化すると考えられたため、それらを踏まえた調査、予測、評価を検討すること。

**[水環境]**

**〈水質〉**

- (1) 事業実施想定区域は水俣川や湯出川の源流域であり、区域内及び周辺に砂防指定地等が分布していることから、本事業によって水源や国土防災に重大な影響を与えることがないよう、慎重に調査、予測、評価を行うこと。

**〈地下水〉**

- (1) 事業実施想定区域内に水源や飲料水供給施設が複数箇所存在しており、事業実施に伴い、尾根が裸地となることで地下水に影響を与える可能性があるため、十分な検討を行うこと。

**[動物・植物・生態系]**

**〈植物〉**

- (1) 事業実施想定区域及びその周囲に「水俣市鬼岳のスタジューイスノキ林」、「水俣大滝のカツラーケヤキ林」があるが、これらは直接改変だけでなく、周辺の改変により影響を受ける可能性があるため、事業による影響を適切に調査、予測、評価すること。
- (2) 尾根に管理用道路等ができると、シカが容易に移動できるようになり、食害による植生への影響が懸念されるため、こうした観点での影響予測等を検討すること。

## **[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]**

### **〈景観〉**

- (1) 事業実施想定区域及びその周囲には住居等が存在しているため、集落や生活道路からの眺望への影響について、調査、予測、評価する必要があるか検討すること。
- (2) 「水俣大滝」は「湯出七滝」のうちの一つであることから、「湯出七滝」を景観資源又は眺望点に追加する必要があるか検討すること。
- (3) 事業実施想定区域の近傍に、地域の重要な景観特性である「湯の鶴温泉」があるが、水俣市の観光資源となっているため、主要な眺望点として追加する必要があるか検討すること。
- (4) 「亀嶺峠」では、風力発電機の見えの大きさ（垂直見込角）が最大4.8度となり、主要な眺望景観の改変による影響が生じる可能性があることから、不快感を与えることがないように注意深く配置を検討すること。
- (5) 事業実施想定区域の周辺において計画されている他の風力発電事業との累積的な影響について調査、予測、評価する必要があるか検討すること。

### **〈人と自然との触れ合いの活動の場〉**

- (1) 事業実施想定区域内の「水俣大滝」について、人と自然との触れ合いの活動の場として、調査、予測、評価する必要があるか検討すること。

## **[文化財]**

### **〈文化財〉**

- (1) 事業実施想定区域内及び風力発電機設置想定尾根の区域内には、石飛遺跡や石飛分校遺跡をはじめとする旧石器時代から縄文時代の学史的に著名な遺跡が複数存在していることから、埋蔵文化財毀損防止のための事前の周知な配慮を行うこと。

また、地下に埋没して未発見の遺跡の存在が想定されることから、開発・計画にあたっては、水俣市および熊本県の文化財担当部署との事前協議を行い、指導を受けること。